



振り込め詐欺や悪質な電話を撃退

特殊詐欺撃退機器を無償で貸し出します

▶ 申し込み・問い合わせ
☎生活課
☎0287(62)7126

日中家にいる高齢者を狙った電話による特殊詐欺などの被害が市内でも発生しています。

被害防止には、通話録音装置(特殊詐欺撃退機器)の設置が非常に有効。そこで、市では希望する高齢者に対し、1世帯につき1台を無償で貸し出します。

▶ 特殊詐欺撃退機器とは？

- ・自宅の固定電話に取り付けます
- ・着信すると、発信者に警告メッセージが流れます
- ・会話内容を録音します

▶ 対象 ①～③のいずれかの市民(1世帯につき1台)

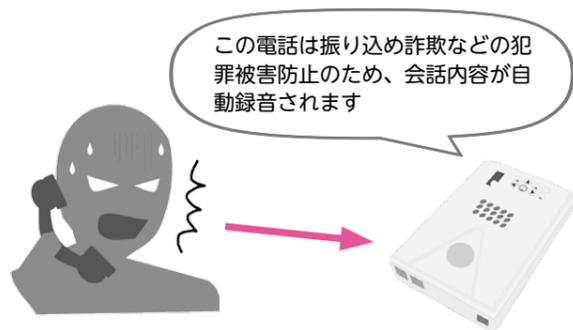
- ①65歳以上の単身世帯
- ②全員が65歳以上の世帯
- ③日中、65歳以上の人のみになる世帯

▶ 貸出期間 1年間

▶ 貸出台数 50台(定数になり次第締め切り)

▶ 申込方法 申請書を窓口を持参するか郵送で申し込み

※申請書は申込窓口で配布しています。または、市ホームページから入手できます。



▶ 申込窓口

☎生活課、☎市民福祉課、☎総務福祉課、☎箒根出張所

▶ 申込開始日 7月10日(月)

▶ 取り付け

市職員が訪問して取り付けます

▶ その他

機器の貸出は無料ですが、通話料・電気料・機器の機能を使用するための発信者番号識別表示にかかる費用などは自己負担



野生鳥獣から農作物を守る

防除柵の設置費用を助成

▶ 申し込み・問い合わせ
市野生鳥獣被害対策協議会事務局
(☎農林整備課内) ☎0287(62)7148

市野生鳥獣被害対策協議会では、野生鳥獣から農作物などを守るため防除柵などの設置費用を補助します。

▶ 対象 農業を営む市民などが構成する団体

▶ 補助額

<工事を委託し、設置する場合>

防除柵などの設置工事にかかる費用の70/100以内の額

<資材を購入し、自ら設置する場合>

資材の購入などにかかる費用の95/100以内の額

○資材の上限単価(1段あたり)

電気柵	124円/m
金網柵(イノシシ用)	1,480円/m
金網柵(シカ・イノシシ兼用)	2,150円/m

※過去に同補助金を受けた団体は補助金額が2分の1となります。

▶ 申込方法 申請書と必要書類を窓口を持参

※申請書は申込窓口で配布しています。



▶ 必要書類

位置図・施工位置図・見積書・仕様書・カタログなど

▶ 申込窓口

☎農林整備課、☎産業観光建設課、☎産業観光建設課

※申し込みには各種要件がありますので、事前に問い合わせてください。

▶ 申込期限 7月31日(月)(締切後書類選考あり)

電気柵に注意してください

電気柵の設置者は、危険表示など適正な設置と管理をしてください。市民の皆さんは、電気柵にむやみに触らないようお願いします。



国民健康保険(70歳以上の人)・後期高齢者医療制度

8月から高額療養費の上限が変わります

▶ 問い合わせ
☎国保年金課
☎0287(62)7129

高額療養費とは、ひと月に支払った医療費の自己負担額が高額になった場合、上限額を超えて支払った分があとで払い戻される制度です。上限額は所得によって異なりますが、その上限額が8月から変更となります。

7月まで → 8月から

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者	44,000円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% ^{※1}
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み所得者	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% ^{※1}
一般	14,000円 ^{※2}	57,600円 ^{※1}
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※1 過去1年以内に3回以上「上限額」に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、さらに上限額が44,400円に下がります。

※2 年間の上限額は144,000円です。

現役並み所得者：住民税課税所得が145万円以上の被保険者(同一世帯の被保険者も含む)。

一般：「低所得者Ⅰ・低所得者Ⅱ・現役並み所得者」以外の人。

低所得者Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)。

低所得者Ⅰ：世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人。



耐震診断や改修などの費用を助成します

地震への備えはできていますか

▶ 申し込み・問い合わせ
☎建築指導課
☎0287(62)7169

【木造住宅耐震診断・改修費等補助制度】

昭和56年5月以前に建築した住宅は耐震性が現在の基準に比べて低いものが多く、大地震が起こったときに倒壊する恐れがあります。そのため、市では耐震診断費用・耐震改修費用などの補助を行っています。

▶ 対象 該当する住宅を所有し、または住んでいる人

※国・県・市税の滞納がある人は補助対象外。

▶ 補助金の額

耐震診断費補助	耐震診断士が行う耐震診断に要する費用の3分の2(上限額2万円)
補強計画策定費補助	耐震診断の結果に基づく補強計画策定に要する費用の3分の2(上限額8万円)
耐震改修費補助	耐震診断の結果、改修が必要と診断された住宅の耐震改修に要する費用の2分の1(上限額80万円)
耐震建替え費補助	耐震診断の結果、改修が必要と診断された住宅の解体・建替えに要する費用の2分の1(上限額80万円) ※同一敷地内に建替える場合のみ。

【耐震アドバイザー派遣事業】

市では、市民の皆さんからの要請に応じて、耐震アドバイザー(県の認定を受けた耐震の専門家)を派遣します。耐震アドバイザーが自宅を訪問し、耐震診断・改修などに関する相談に応じます。派遣に要する費用は市が全て負担するため、個人の負担はありません。

【共通事項】

▶ 対象物件

- 2階建て以下の一戸建て木造住宅であること
- 貸家でないこと
- 着工が昭和56年5月31日以前であること
- ※このほかにも要件がありますので、事前に問い合わせてください。

▶ 申込方法 申請書と必要書類を窓口を持参

※申請前に工事などの契約をした場合は補助対象外。
※申請書は市ホームページから入手できます。